

## 県が担う領域の判断基準（平成18年6月策定）

## 県が担う領域の判断基準

### 行政が担う領域の判断

#### (1) 新しい時代の公と県民と行政の役割分担 (参考図1 参照)

「県民しあわせプラン」においては「新しい時代の公」の考え方について、地域主権の社会を実現するためには、「公共領域（公共性又は公益性のある活動領域）」を行政だけに任せるのではなく県民一人ひとり、NPO、地域の団体などの県民（以下「県民等」という。）と行政がともに「公共領域」を担うことが必要としています。

そこで、「新しい時代の公」の考え方に基づいた県民等と行政の役割分担のあり方について、県民等多様な主体の特性を生かして取り組むことができないかを判断する必要があります。ただし、この役割分担は固定的であるとは限らず、時代の流れ、社会的な要請、地域の状況などにより変化するものであり、最も適当な手法を用いて事業等を展開することが必要です。

#### (2) 行政が担う（税を投入する）領域の判断 (参考図2 参照)

行政が担う領域の判断基準については、平成9年度に行政システム改革における事務事業の見直しの際に「公的関与・県の関与の判断基準」として下記の①～⑤の基準を設定し、簡素・効率的な行政を進めるための判断基準として有効に活用されたところです。（参考資料「公共関与・県の関与の判断基準～平成9年度業務見直しテストの判断基準～」参照）

しかし、公共領域は、時代的・社会的に変化し、公の活動に県民等、行政以外の多様な主体の参画は既にはじまっており、また、一方では、かつては行政の関与が行われなかった領域における関与の必要性が生じていることから、それに伴い、行政が担う（税を投入する）領域にも変化が生じてきています。

このことから、行政が担う（税を投入する）領域については、原則次の①～⑤のいずれかに該当し、行政以外の多様な主体の参画について検討（「新しい時代の公」推進方針 第 編 3(1)「公の役割分担を考えるポイント」を参照）した上で税の投入が妥当と考えられるものを行政が担う領域と判断します。

- ①公共財 ②外部（不）経済 ③独占性 ④市場の不完全性 ⑤ナショナル（シビル）ミニマム

## 県が担う領域の判断

対象となる事務事業を県が担う領域かどうかを判断します。

行政が担う領域の中で、県と市町の役割分担については「補完性の原理」に照らし、まず、近接性、応答性により、必要に応じて広域性、専門性により、市町と十分協議しながら判断し、県が担う領域は次の①～④のいずれかに該当する場合があります。

- ①個別の法律等で県の責務とされている事務事業
- ②広域にわたる事務事業
- ③近接性、応答性などの判断から市町が担うべき分野であっても、先導的・過渡的な事務事業に対する支援事業、専門性・効率性の点から県が行うことが望ましい事務事業
- ④県の内部管理事務

(参考)

近接性：住民にとって身近な取組は、身近な自治体が行う。

応答性：住民へのサービスの提供は、迅速かつ的確に行うことができる自治体が行う。

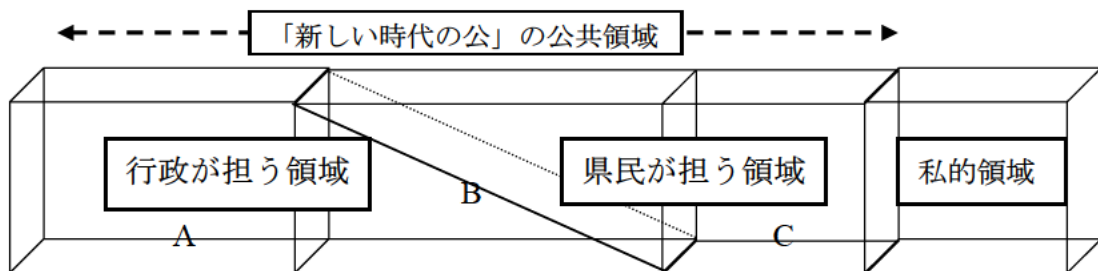
広域性：取組の対象となるもの（者、物）及びその取組の効果（便益）に相応しい行政区分の自治体が行う。

専門性：専門性・技術性等を考え、効率的に処理できる自治体が行う。

## 参 考

なお、県が担う領域における実施手法については、民間活力の導入によるサービスの向上と業務の効率化といった視点で、「外部委託に係るガイドライン」に基づく外部委託の推進や、公の施設の指定管理者制度の導入についても検討することが必要です。

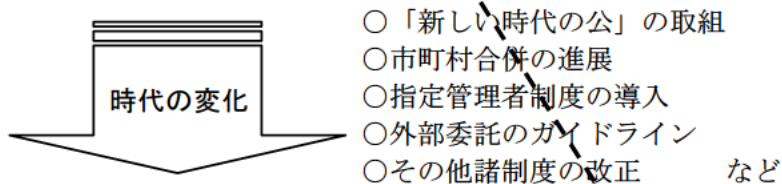
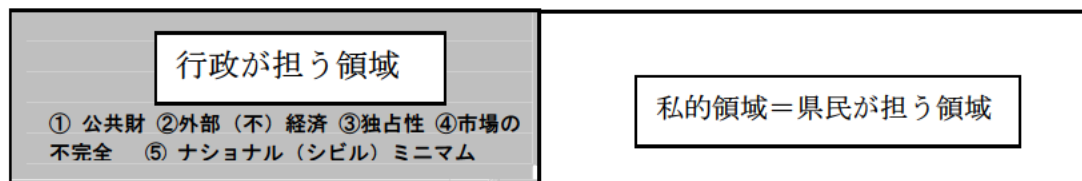
【参考図1】「県民しあわせプラン」における「公」の領域の考え方



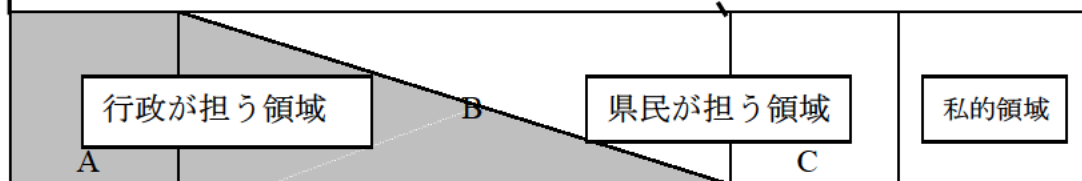
※Aの領域：Aは行政だけで担っている領域です。この領域では、行政のみがもっぱら活動し、県民の参加、参画はありません。  
 Bの領域：Bは、県民と行政が担っている領域です。  
 Cの領域：Cは、県民だけで担っている領域です。この領域では、県民のみが活動主体、実施主体として公を担っています。

【参考図2】時代に応じた「行政が担う領域」の変化（イメージ）

（平成9年度「公的関与・県の関与の判断基準」の「行政が担う領域」の考え方）



（見直し後の「行政が担う領域」の考え方）



① 公共財 ② 外部（不）経済 ③ 独占性 ④ 市場の不完全 ⑤ ナショナル（シビル）ミニマムに該当し、税の投入が妥当なもの

公共関与・県の関与の判断基準  
～平成9年度業務見直しテストの判断基準～

公共関与の根拠

以下に挙げた1.～5.のいずれかに該当する場合には、基本的に行政が関与する必要があると考えます。

1. 公共財

<定義>

等量消費と排除不可能性の性質をもった財・サービスで、受益者が特定できず、コストに見合う料金の徴収が困難なもの、または徴収するコストが高いため徴収することが合理的でないもの

<判断基準>

次の～の条件をすべて満たすものが公共財に該当します。

財・サービスを消費する人数が増大しても、個々人の享受する便益の質・量が不変であること

便益を特定の個人に限定したり、あるいは対価を支払わない特定の個人を、その便益の享受から排除することが不可能であること

コストに見合う料金の徴収が困難なもの、または徴収するコストが高いため、徴収することが合理的でないもの

民間では行われていない事業であること（当該項目については、「新しい時代の公」の視点から妥当でないと思われる。）

<具体的事例>

一般道路、治山、治水、海岸保全、警察、消防など

2. 外部（不）経済

<定義>

ある経済主体の市場での活動が、その経済取引（市場）の当事者以外の者に利益をもたらしたり（外部経済）、不利益をもたらす（外部不経済）場合で、その社会的効果が市場価格に確実に反映されにくいいため、公共部門が市場機構に介入し、社会的に望ましい供給がなされるよう調整する必要があるもの

<具体的事例>

外部経済の事例

教育のように受ける個人だけでなく、それが普及することにより知識が共有され意思疎通が容易になるなど、他の人々も便益を受けるといった社会的効用が発生するものが考えられる。市場においては、こういった社会的効用にかかる対価を教育関係者に割り振ることができないため、公的関与が必要である。

外部不経済の事例

公害問題のように、企業活動から汚染物質などの副産物が発生し、住民に負の効用をもたらすものが考えられる。市場においては、これら負の効用にかかる対価を企業に負担させることができないため、公的関与が必要である。

### 3. 独占性

#### <定義>

スケールメリットから1社が独占すれば、単位あたりの費用が低下し効率的であるが、その反面、市場における適正な価格が保障されないため、価格について公的関与が必要なもの

#### <判断基準>

次の、の条件をすべて満たすものが独占性に該当します。

極めて大きな投資を要する事業で、複数の事業者による競争が過剰な投資をもたらすことが明らかであること

スケールメリットが大きく、実際に独占の状態にあること

#### <具体的事例>

水道、電気、ガス、鉄道など

### 4. 市場の不完全性

#### <定義>

投資に必要な資金やリスクが大きく民間では負担しきれないものや市場にかかる情報が偏在していることにより、適切な選択が行われないなど市場のメカニズムが働かないもの

#### <判断基準>

次の、のいずれかの条件を満たすものが市場の不完全性に該当します。

採算性やリスクの観点から、民間だけでは投資が不可能な場合であること

消費者保護など情報面で不利なものの保護の観点から行政の関与が必要な場合であること

#### <具体的事例>

- ① 空港、港湾、長大架橋建設のような大規模プロジェクト、新エネルギー開発など
- ② 消費者保護など

### 5. ナショナル(シビル)・ミニマムの確保

#### <定義>

県民が健康的で文化的な生活を享受するために不可欠な最低限の基準を確保しようとするもの

#### <判断基準>

法令に水準が規定されている場合、あるいは法令に基づく計画により水準が規定されている場合に限りです。

#### <具体的事例>

下水道、環境保全、生活保護、公衆衛生、食品衛生、公害対策など

なお、1.~5.に当てはまる場合であっても、時代的・社会的な変化により、行政が担う領域にも変化が生じてきていることから、行政以外の多様な主体の参画について検討を加え、税を投入するかどうかを判断する必要があります。